

## プロローグ：働くときの基礎知識

### ①働きはじめるときの基礎知識

「いい仕事ないかなあ。」そう呟きながら、あなたは求人誌で求人情報を見ていました。30分ほど探したでしょうか、ふと、1つの広告が目にとまりました。「これ、よさそうに見えるけど…。」さあ、以下の広告、どうチェックしましょう？

<b>厚生労働商事（株）正社員募集（営業事務）募集 ①</b>	
仕事内容	営業、事務（未経験可）
給料	月15万円～18万円（試用期間3か月）
資格	要普通免許
休日	土曜、日曜、祝祭日、年末年始、GWほか
そのほか	交通費支給（上限あり）、各種保険完備
③委細面談	
履歴書、職務経歴書（書式自由）を○年○月○日までにご郵送ください。 追って面接日をご連絡いたします。	
〒〇〇〇—〇〇〇〇 〇〇県〇〇市…【問い合わせ先……（担当〇〇）】	

- ① ここでは「**正社員**」を募集していますが、そのほか、派遣会社と契約を結んだ上で別の会社に派遣されて働く**派遣社員**や、決まった期間働く**契約社員**、通常の労働者より短い時間で働く**パートタイム労働者**など、色々な働き方があります。どんな働き方で働くかは大きなポイントですので、しっかり確認しましょう。

⇒色々な働き方については、「第4章 多様な働き方」(P.38-43)で詳しく解説しています。

- ② 仕事の内容、給料、勤務日などの**労働条件**や、各種保険・年金制度の加入状況等は忘れずにチェックし、必要に応じて会社に問い合わせるなどして、自分が具体的にどんなふうに働くことになるのかをしっかりと確認しましょう。

⇒結果、「よさそうな仕事だな」ということになり、**ハローワーク**で履歴書添削サービスなどを受けてから面接に挑んで無事合格、さあ**労働契約**を交わす前に、労働契約の書面について、求人広告の内容と違いがないかよく確認しましょう。（会社は、労働者を雇うとき、仕事の内容など特に重要な6項目の労働条件について、口約束だけではなく書面で明示しなければならないことになっています。また、会社は、労働契約の内容に、求人広告との違いがある場合や、求人広告に書かれ

ていなかった内容が追加されている場合などには、どこが違う内容や追加された内容なのか、明示しなければならないことになっています。）

また、「試用期間」や「固定残業代」などが労働条件に含まれていないか、よく確認しましょう。

⇒「コラム3 固定残業代について」「コラム4 試用期間について」(P.19-20)参照。

- ③ 求人雑誌等の場合、大きなスペースが無いため、労働条件について全てが記載されていない場合もあります。求人広告に記載されていなかった内容にも、あなたにとって重要な項目があるかもしれませんので、求人広告に記載されていなかった内容も注意して確認するようにしましょう。（会社は、原則として、初めて面接に臨むときまでに、求人広告に記載できなかった労働条件について明示すべきであることになっています。この場合も、②のとおり、会社はどの内容が求人広告に書かれていなかった内容か、明示しなければならないことになっています。）

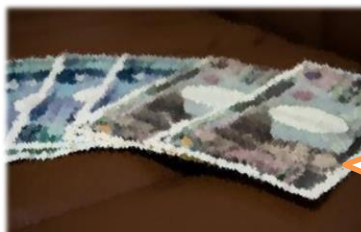
⇒働く前の留意事項は、「第2章 働き始める前に」(P.13-21)で詳しく解説しています。

## ②働くときの基礎知識

「さあ、がんばって働くぞ!」と、意気揚々と会社にやってきたあなた。これから、どんな人とどんな仕事ができるだろう。想像がふくらみます。一方で、**労働契約**の内容を会社がしっかり守ってくれるだろうか、けがをしたらどうなるんだろうかなど、不安もふくらむでしょう。そんな時は、あなたの会社が以下の6つのルールをしっかりと守っているか確認してみましょう。



①**労働契約**の内容と実際の**労働条件**が違っていたら、契約通りにするよう会社に要求することができます。



②**賃金**は、都道府県ごとに最低額が定められており、それより低い額は認められません。また、本人に、現金で、全額を、毎月1回以上、一定期日に支払わなければなりません。



③**労働時間**の長さは、1日8時間以内、1週間で40時間以内と決まっています。時間外に働いた労働者には、賃金を割り増して支払う必要があります。



④1日の労働時間が6時間/8時間を超える場合には少なくとも45分/60分の**休憩**が必要です。また、毎週最低1回(又は4週間を通じて4日以上)の**休日**が必要です。



⑤仕事中に病気やけがをした労働者は補償を受けられます。会社は労働者の**安全に配慮**し、**健康管理**に気を配る必要があります。



⑥男性と女性が共にいきいきと働きつづけることができるように、**性別による差別の禁止**や**仕事と家庭の両立**をサポートする制度などが設けられています。

⇒働くときの留意事項は、「第3章 働くときのルール」(P.22-37)で詳しく解説しています。

### ③仕事をやめるときの基礎知識

他にやりたいことが見つかったので、仕事をやめたくなったあなた。とはいえ、やりかけた仕事もあるし、上司には言い出しにくい。やめたらやめたで、次の職業が見つかるまでどうやって暮らせばいいかわからない。就職活動を有利に進めるために、新たなスキルも身につけたい。さて、どうしたものか……。以下の図を頭に入れて、そんな事態に備えましょう。



⇒仕事をやめるときの留意事項は、「第5章 仕事を辞めるとき、辞めさせられるとき」(P.44-48)で詳しく解説しています。

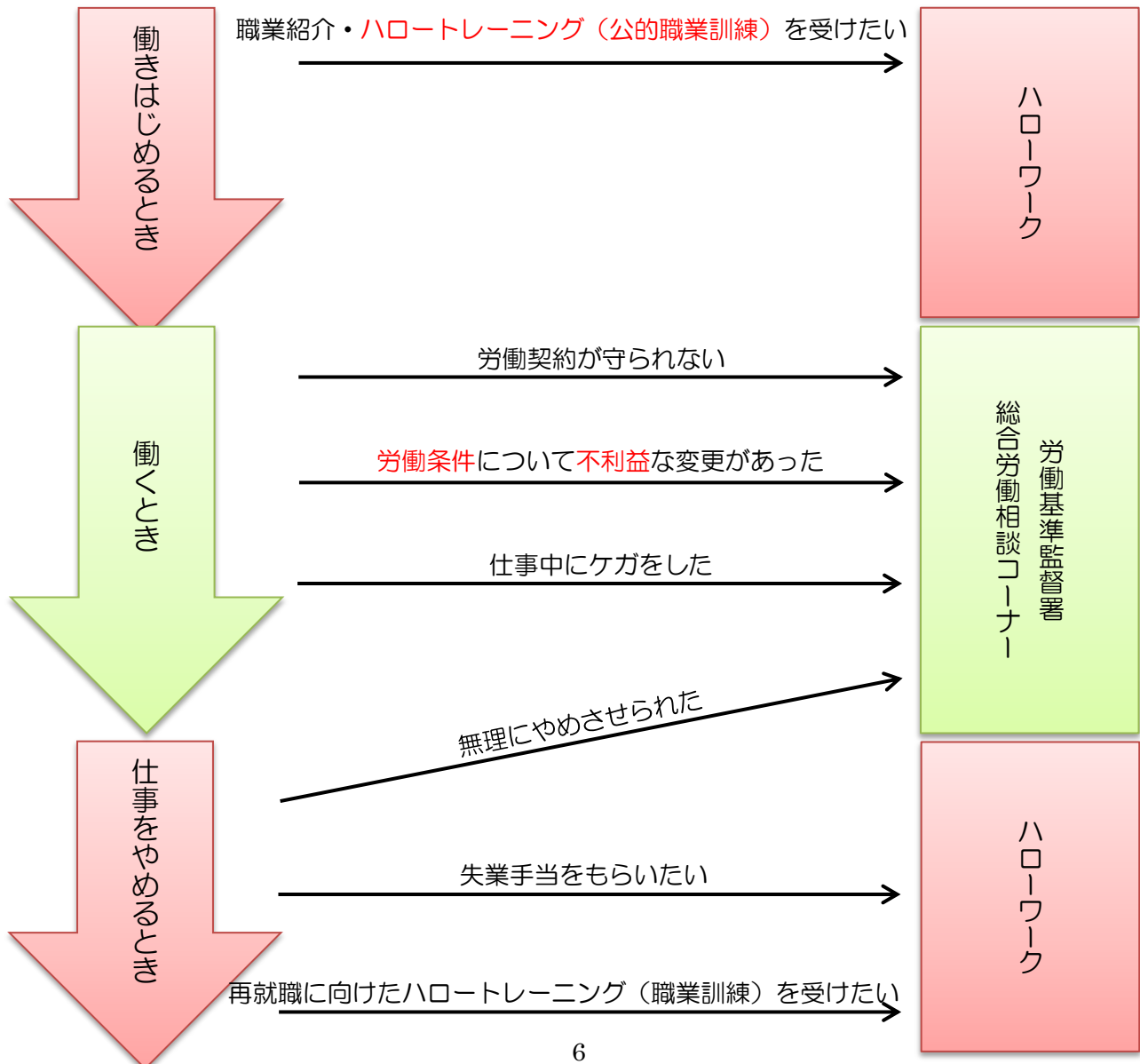
#### ④働くことに関する相談窓口

今までお伝えしてきた知識で身を固め、「さあ、働くぞ！」となったみなさんは、それぞれの夢や関心に沿って、働きたい職業を決め、企業を探し、就職していくこととなります。そんなとき、困った場合の相談先がわかると心強いですよ。主な相談窓口をどんなときに使うかについてのフローチャートと相談窓口一覧をみて、この章のしめくりとしましょう。

⇒就職のスケジュールなどについては、「第6章 就職の仕組み(新規大学等卒業者の場合)」(P.49-57)で詳しく解説しています。

⇒働くことに関する相談窓口については、本テキストの裏表紙にも掲載しています。

#### 働くことに関する主な相談窓口 フローチャート



## 働くことに関する相談窓口

※所在地や連絡先については、各窓口の説明下部のURLをご覧ください。

### ①総合労働相談コーナー

各都道府県労働局の雇用環境・均等部（室）や全国の各労働基準監督署などに設置している「総合労働相談コーナー」では、解雇、賃金引下げなどの労働条件の問題のほか、募集・採用、いじめ・嫌がらせなど、労働問題に関するあらゆる分野について、労働者、事業主どちらかからの相談でも、専門の相談員が、面談あるいは電話でお受けしています（ご相談は無料です）。困ったことがあれば、ぜひ相談して下さい。

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/chiyou/kaiketu/soudan.html>

### ②労働基準監督署

賃金、労働時間、安全衛生などについての監督、指導、労働基準関係法令にもとづく許可、認可などの事務を行っています。

労働条件相談ホットライン（厚生労働省委託事業）

労働基準監督署等が閉庁している平日夜間や休日に、労働条件に関する電話相談を受け付けています。電話番号：0120-811-610

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/location.html>

### ③ハローワーク（公共職業安定所）

国が運営する地域の総合的雇用サービス機関として、仕事を探している方に対して、職業相談・職業紹介、職業訓練への受講あっせん、雇用保険の給付を行っています。地域の求人情報について求人検索パソコンや職種ごとにまとめたファイルなども公開しています。また、インターネットを通じて、ハローワークインターネットサービスを利用することもできます。さらに、子育て中の女性等は「マザーズハローワーク」、大学院・大学・短大・高専・専修学校等の学生、卒業後未就職の方等は「新卒応援ハローワーク」、正社員を目指す若年者（45歳未満の方）等は「わかものハローワーク」などをご利用いただけます。これらのサービスはすべて無料ですので、仕事を探している際には、ハローワークを利用するとよいでしょう。

また、ハローワークの求人情報と実際の労働条件が違う場合などは、ハローワークまたはハローワーク求人ホットラインにご相談ください。

<全国ハローワークの所在案内>

<http://www.mhlw.go.jp/kyuujin/hwmap.html>



<ハローワーク求人ホットライン>

03-6858-8609

(受付時間 全日8:30~17:15 ※年末年始を除く)

#### **④都道府県労働局雇用環境・均等部（室）、需給調整事業課（室）**

各都道府県労働局に置かれている雇用環境・均等部（室）では、職場での性別による差別、セクシュアルハラスメント対策、**妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント**対策、働く妊産婦の健康管理、**育児休業・介護休業等**の申出又は取得等、**パートタイム労働者**の均等・均衡待遇や**正社員**転換推進、労働契約法などについて相談を受け付けています（ご相談は無料です。）。

また、各都道府県労働局に置かれている需給調整事業課（室）では、ハローワーク以外の求人情報などについて相談を受け付けていますので、求人情報と実際の**労働条件**が違う場合などはご相談ください（ご相談は無料です。）。

<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>

#### **⑤労働委員会**

**不当労働行為**（**労働組合**に加入したことを理由とする使用者による**不利益**取扱いなど。P.11 参照）があった場合に労働組合や組合員を救済したり、ストライキなどの労働争議があった場合に労働組合と会社の間での争いの解決のための調整（あっせん、調停、仲裁）を行います。また、労働者個人と会社の間での**労働条件**など労働問題に関する争いを解決するための支援（個別労働紛争のあっせん）を行っています（注：個別労働紛争のあっせんについては、東京都、兵庫県、福岡県の各労働委員会及び中央労働委員会を除く各都道府県労働委員会で取り扱っています）。すべて無料で行っています。

<http://www.mhlw.go.jp/churoi/chihou/pref.html> （都道府県労働委員会）

#### **⑥都道府県**

各都道府県が設置している、労政事務所や労働相談窓口においても、労働相談を受け付けています。お住まいの都道府県のホームページなどをご覧ください。

#### **⑦日本司法支援センター（法テラス）**

**法テラス**は、法的トラブルに遭ったときに「どこに相談したらいいかわからない」「身近に弁護士がない」「弁護士費用が払えない」といった理由から、相談できずにいる人も少なくないことから、全国どこでも、だれでも、必要な法的支援を受けられるよう設立された総合相談所です。労働問題についても、みなさんの法的トラブルを解決するため、法テラスでは、さまざまな法的サービスを提供しています。

<http://www.houterasu.or.jp/>

### ⑨日本年金機構（年金事務所）

日本年金機構（年金事務所）では、国から事務の委任・委託を受け、公的年金に係る一連の運営業務（適用・徴収・記録管理・年金相談・給付など）を行っています。

厚生年金保険の適用に関する相談については、年金事務所の厚生年金適用調査課、一般的な年金相談については、全国の年金事務所のお客さま相談室や街角の年金相談センター（全国社会保険労務士会連合会が運営）で受け付けています。

<http://www.nenkin.go.jp/section/index.html>（年金相談窓口）

<http://www.nenkin.go.jp/section/tel/index.html>（ねんきんダイヤル）

### ⑩地域若者サポートステーション（サポステ）

サポステでは、働くことに悩みを抱えている15歳～39歳までの若者に対し、職業的自立に向けての専門的相談支援、就職後の定着・ステップアップ支援、協力企業への就労体験などにより、就労に向けた支援を行っています。

<http://saposute-net.mhlw.go.jp/>

### ⑩働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」

「こころの耳」では、職場のメンタルヘルスに関する総合的な情報提供を行うとともに、職場における心の健康問題に関する事業者・企業の人事労務担当者・労働者などからの様々な質問や相談にメール・電話で対応しています。

<https://kokoro.mhlw.go.jp/>

〈働く人の「こころの耳 電話相談」〉

0120-565-455

月曜日・火曜日 17:00～22:00

土曜日・日曜日 10:00～16:00

〈働く人の「こころの耳 メール相談」〉

<https://kokoro.mhlw.go.jp/mail-soudan/>

24時間受付／一週間以内に返信。